

2026年2月2日

お客様各位

株式会社 りそな銀行

株式会社 埼玉りそな銀行

株式会社 関西みらい銀行

カードローン契約規定一部改定のお知らせ

拝啓

時下ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。このたび、カードローン契約規定を一部改定することといたしましたので、お知らせいたします。改定内容は、下記にてご確認ください。改定日以前より弊社カードローンをご契約いただいているお客様にも、改定日以降は改定後の契約規定を適用いたします。何卒、ご理解賜りますようお願い申し上げます。

敬具

記

1. 改定日 2026年2月20日

2. 改定の内容 カードローン契約規定改定 新旧対照表

(変更箇所は下線で示しております。)

現行	改定後
第7条 貸越利率、基準金利等 1.省略 2.当初貸越利率は、契約日時点の基準金利に基づき決定されるものとし、以降の貸越利率は、次に従い決定されるものとします。 (1)貸越利率の変更は、毎年4月1日と10月1日(以下、両日とも「基準日」という)の年2回行うものとし、今回基準日の基準金利が前回基準日の基準金利(本契約締結後最初に到来する基準日についての「前回基準日の基準金利」は借入日時点の基準金利とする)と差がある場合に、その利率差と同じ幅で引き上げ、または引き下げるものとします。	第7条 貸越利率、基準金利等 1.省略 2.当初貸越利率は、契約日時点の基準金利に基づき決定されるものとし、以降の貸越利率は、次に従い決定されるものとします。 (1)貸越利率の変更は、毎年4月1日と10月1日(以下、両日とも「基準日」という)の年2回行うものとし、今回基準日の基準金利が前回基準日の基準金利(本契約締結後最初に到来する基準日についての「前回基準日の基準金利」は借入日時点の基準金利とする)と差がある場合に、その利率差と同じ幅で引き上げ、または引き下げるものとしますが <u>(当該算定された利率を、以下「算定利率」といいます)</u> 、年14%を上限(以下「上限利率」といいます)とします。また、算定利率が上限利率を超過した後に、上記所定の利率幅で引き上げ、または引き下げる場合には、貸越利率は、算定利率から当該利率幅で引き上げ、または引き下げるにより算定(但し、上限利率を上限とします)し、以後も同様とします。

以上